

資料 1

安城市障害者福祉計画 策定概要

令和2年10月29日
安城市障害者福祉計画策定委員会

1. 安城市障害者福祉計画とは

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20
位置付け	市の障害者のための 施策全般 に関する 基本的な計画	主に障害福祉サービス等の サービス利用の見込み量等 を定める計画	主に 障害児にかかるサービス利用の見込み量等 を定める計画

2. 障害福祉計画・障害児福祉計画の構成

I. 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって

II. 基本指針に基づく目標値

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (3) 福祉的就労等から一般就労への移行等
- (4) 障害児支援の提供体制の整備等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

III. 障害福祉サービス等の見込量と見込量の確保策

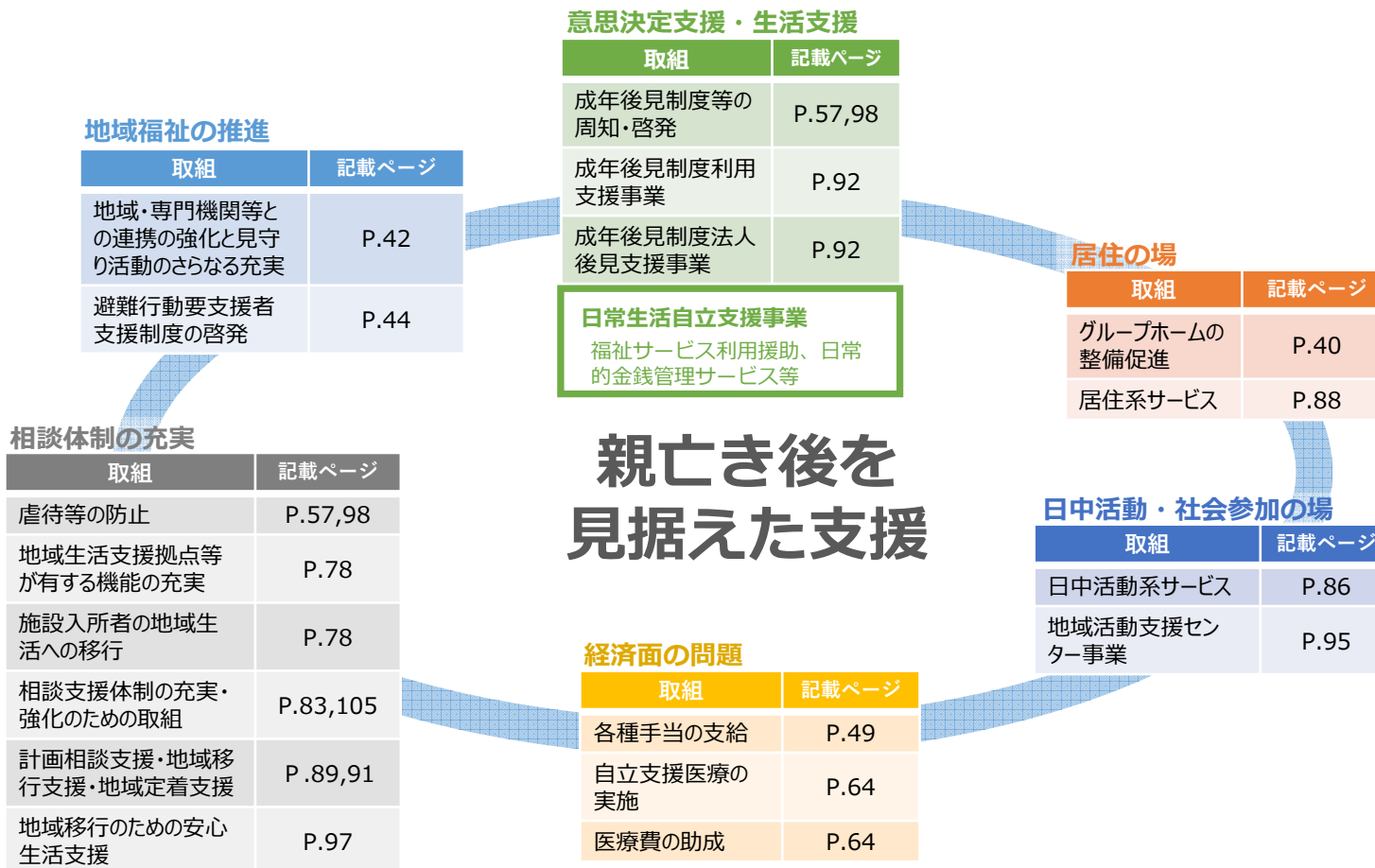
IV. その他の支援の見込みと確保策

3. 重点施策

P34~36

- 1 親亡き後を見据えた支援
- 2 相談支援の充実
- 3 就労支援の充実

3 - 1. 親亡き後を見据えた支援



3-1 親亡き後を見据えた支援

地域生活支援拠点等の運用状況の検証

緊急時の受け入れ

介助者の急病や障害者の状態変化等、障害者が自宅で介助等を受けることができない緊急時において、市内4か所の短期入所事業所で受け入れの対応を行っています。

専門性

重度化する障害に対応できる高度な専門知識を有する施設職員の確保・育成を行うため、基幹相談支援センター、安城市自立支援協議会が研修等を行っています。

地域の体制づくり

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等コーディネーター、障害福祉サービス等を提供する事業所及び市が情報共有や課題検討を行っています。

相談

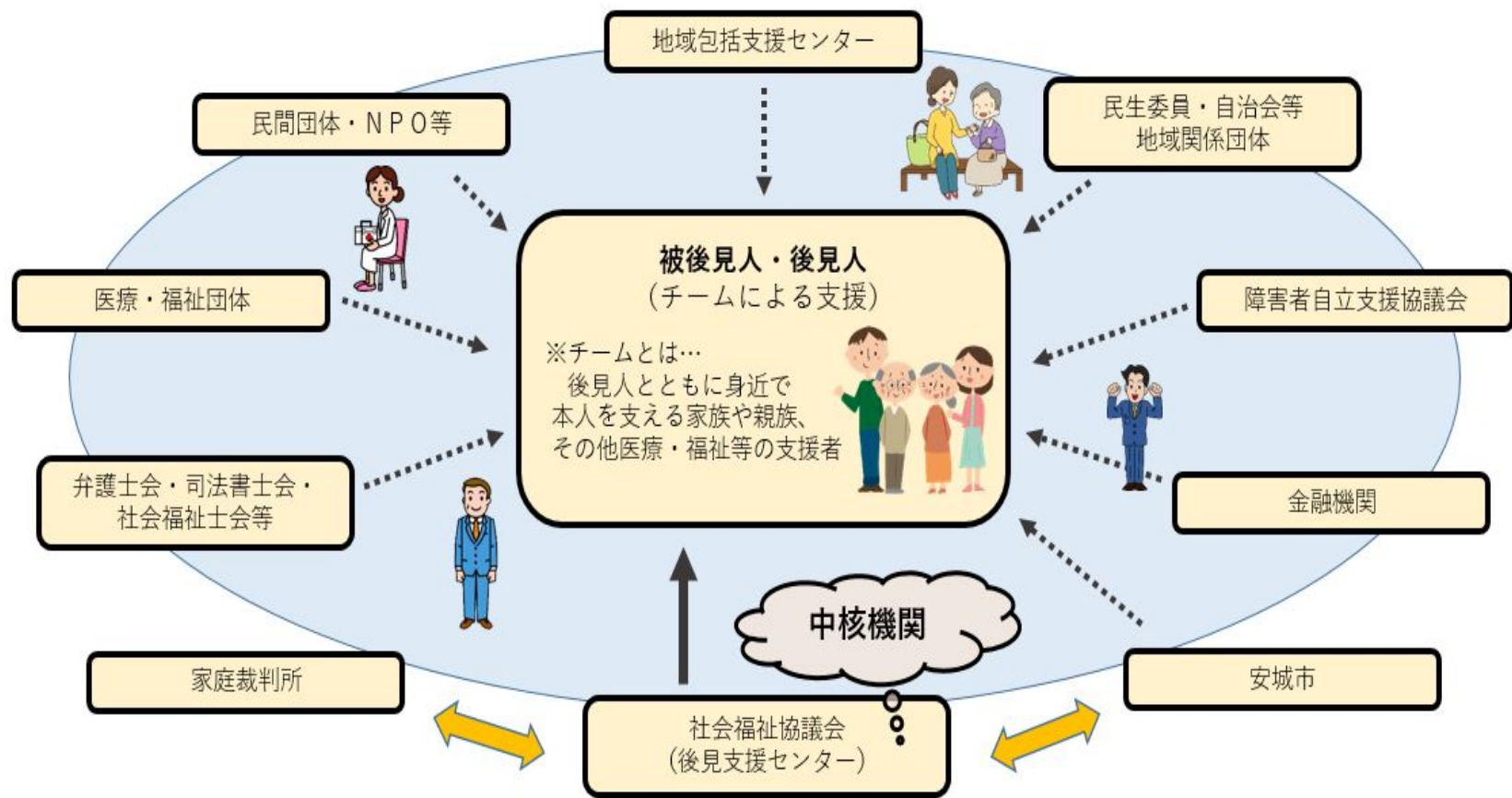
夜間等の緊急時に相談ができる窓口を設置し、障害のある人からの相談を受け付けています。

体験の機会・場

「親亡き後」を見据えた将来的な自立や、病院・障害者支援施設から地域での生活への移行にあたって、一人暮らしの体験の機会・場を提供しています。

3-1 親亡き後を見据えた支援

成年後見制度利用促進



3-2. 相談支援体制の充実



乳幼児期



学齢期



成年期



高齢期

切れ目のない相談支援	P.52
乳幼児家庭全戸訪問等の実施	P.60
乳幼児の相談・訪問の実施	P.63
子どもの発達や療育に関する相談の充実	P.59
療育関係機関の連携強化	P.59
教育関係機関の連携強化	P.61
教育センターの相談支援の充実	P.61
教育相談の充実	P.61
進路相談の充実	P.61
計画相談支援	P.89
就労支援ネットワーク強化	P.67
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	P.82
強度行動障害者等への支援	P.52
相談支援体制の充実・強化のための取組み	P.83,105

3 - 2 相談支援の充実

医療的ケア児・者



強度行動障害

他害
自傷
破壊

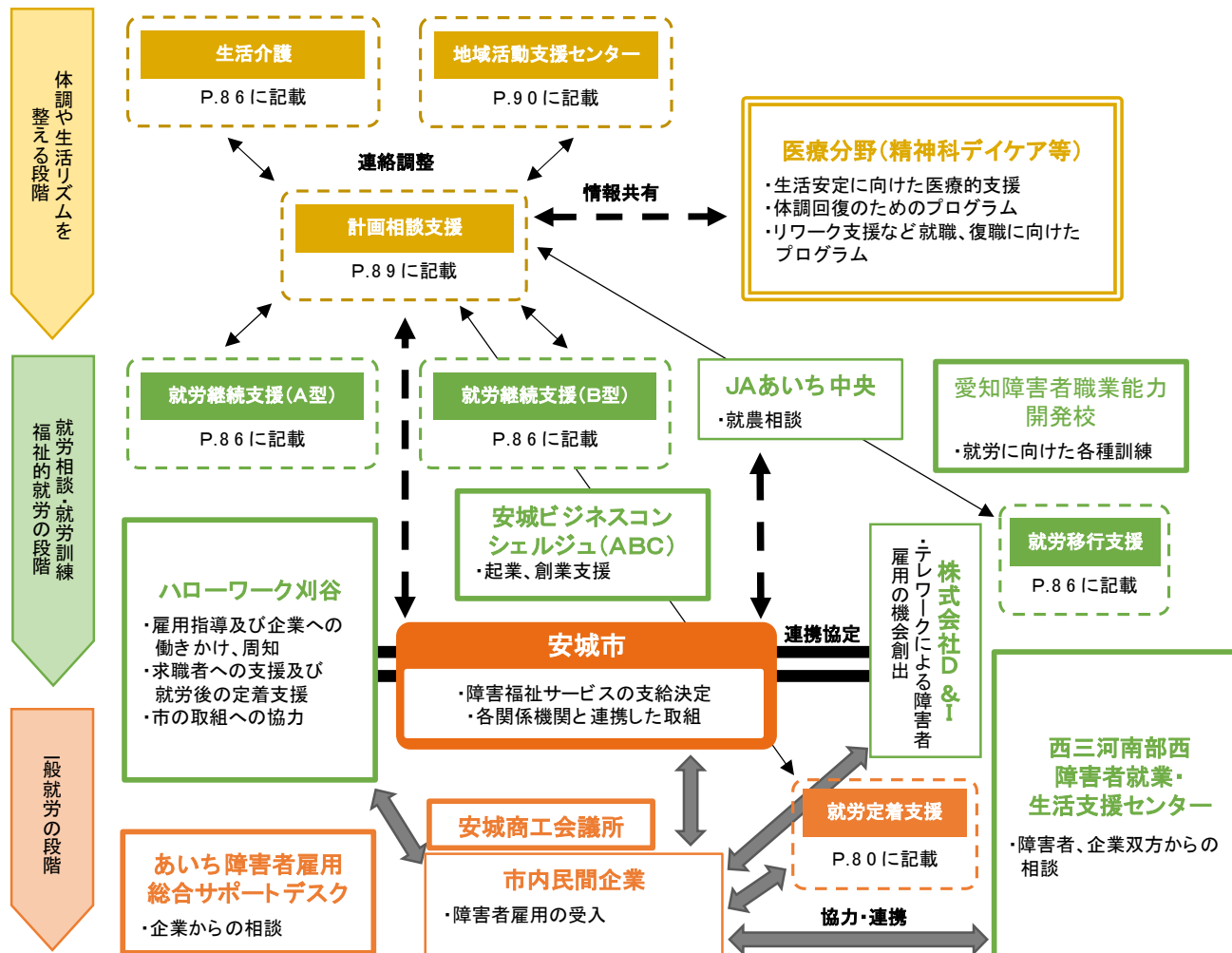
非衛生的

異食

極端な
固執

通常考えられない頻度と形式で出現

3-3. 就労支援の充実



テレワーク



連携協定を締結



つながる。かなえる。健幸のまち、安城

4. 障害福祉サービス等の見込量と確保策

○計画期間中（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における見込

障害福祉サービス等支給決定者数

⇒引き続き増加傾向が続く見込

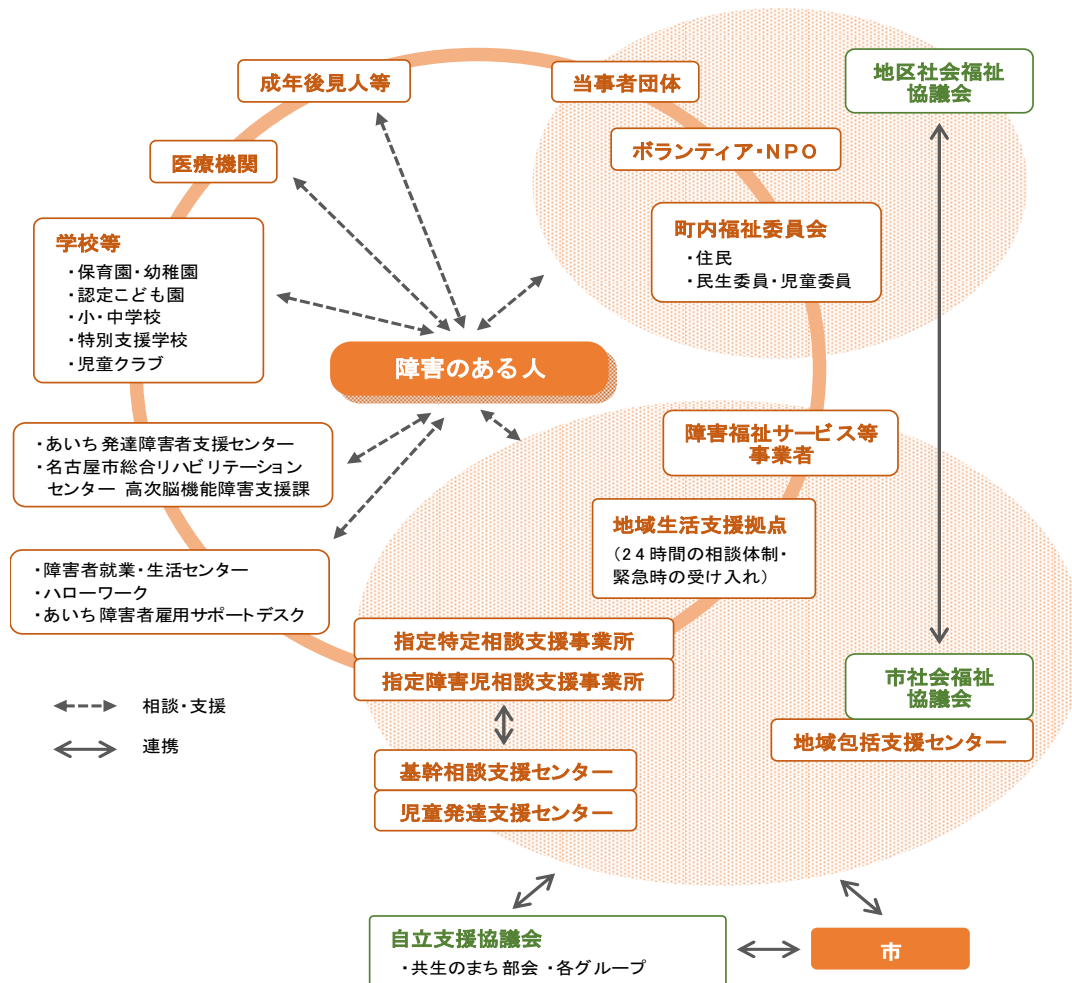
各サービス毎の必要量

⇒引き続き増加傾向が続く見込

○必要量の確保策

⇒既存の障害福祉サービス等提供事業所に対して、事業や施設の拡充及び新規施設の設置を働きかける等の対応を継続

5. その他変更・追加した項目について



6. 今後のスケジュール

日程	内容
令和2年10月29日	第5回 策定委員会
11月6日	<u>意見回答期限</u>
11月18日	第6回 策定委員会
11月27日	市議会（健康福祉部会）へ報告
令和3年 12月8日～ 1月8日	パブリックコメントの実施
2月18日	第7回 策定委員会 原案決定 答申